

千葉県認知症初期集中支援推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付老発第0609001号厚生労働省老健局通知）に基づき、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした「千葉県認知症初期集中支援推進事業」の実施に際して、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は千葉県（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等（以下「実施団体」という。）に委託することができる。

(実施内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症に係る医療機関、介護サービス提供機関及び支援機関等（「以下「関係機関」という。」）の連携、調整等に関すること。
- (2) 認知症の人及びその家族に対する適切な支援の検討及び実施に関すること。
- (3) 認知症の人及びその家族に対する支援のための情報収集及び提供に関すること。
- (4) 認知症の人及びその家族に対する支援のための研修会、交流会等の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、認知症の人及びその家族に対する支援について必要な事項に関すること。

(認知症初期集中支援チームの設置)

第4条 市長は、認知症の人及びその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

2 認知症初期集中支援チームの構成員は、次の各号で定める者とする。

(1) 専門職は2名以上とし、次のアからウまでの全てを満たす者とする。

ア 保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格等を有する者

イ 認知症ケア又は在宅ケアの実務、相談業務等に3年以上携わった経験がある者

ウ 国が定める認知症初期集中支援チーム員研修の受講等をし、必要な知識及び技能を習得した者

ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。

(2) 専門医は1名以上とし、日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、認知症サポート医である者とする。

ただし、上記医師の確保が困難な場合には、当分の間、次のアまたはイを満たす医師も認めることとする。

ア 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のある者。

イ 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有する者（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る）。

（認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置）

第5条 市長は、支援チームの設置及び活動状況を検討するため、認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第6条 委員会は、認知症が疑われる高齢者の早期診断及び早期対応に向けた支援体制の構築に資するため、認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の活動のうち次の事項について、検討を行うものとする。

- （1）支援チームの活動状況に関すること。
- （2）認知症に関する関係機関との連携に関すること。
- （3）その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。

（委員）

第7条 委員会は、医療・保健・福祉・住環境・情報等に携わる関係機関の代表者等から選出された委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第8条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により定め、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 委員会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。ただし、委員長が選任されるまでの間は、事務局が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員はその選任する者を代理人として会議に出席させることができる。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及びその代理人の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、保健福祉局地域包括ケア推進課において処理する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。